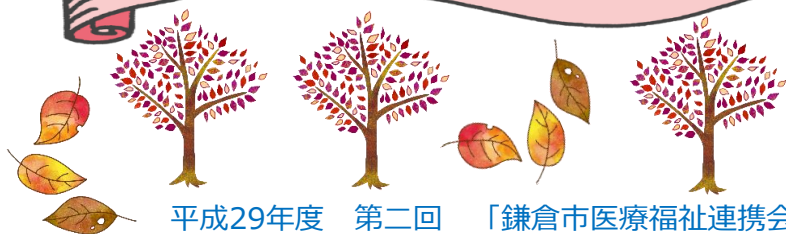


鎌倉ケアマネ連絡会 かわら版



平成29年10月吉日
鎌倉ケアマネ連絡会
役員会 広報部

平成29年度 第二回 「鎌倉市医療福祉連携会議」に出席しました

昨年度から鎌倉連絡会では、地域包括ケアシステム構築に向けて行政・地域包括支援センターとの連携・ネットワーク強化を図っています。

平成29年10月27日に第2回「鎌倉市医療福祉連携会議」に連絡会として出席してきました。今回は、「障がい福祉支援」の事例を通して意見交換を行いました。総勢、52名(市内医療機関MSW、鎌倉市役所高齢者いきいき課、障害者福祉課、市民健康課、保険年金課、生活福祉課、鎌倉保健福祉事務所、地域包括支援センター、市内居宅主任ケアマネジャー、障害者相談支援事業所)で意見交換が行われました。(写真右)



グループワークから学ぶ

事例提供はキャロットサポートセンターの村上氏(写真下)。テーマは「ストレングスモデルに着目し①本人はどう生きたかったのか②そのために支援者は何ができるのか」を考えました。身体的には心疾患があり、ペースメーカーを装着している非定型型精神病。60代前半で介護保険対象外。何とか特定疾病の診断があり、介護保険の利用が開始され回復傾向となったというケースでした。村上氏のご苦勞は計り知れないものだったと考えられます。当時、使えるサービスも限られており、また本人の拒否も見られましたが村上氏の誠意ある対応、尽力のおかげで退院時カンファレンスでは医療事業者を始め福祉関係者で13名のスタッフで開催されました。

発表された意見から、もっと早い段階から色んな人を巻き込んで情報を共有し支援しても良かったのでは？今後、このケースの様な場合は地域のご理解が必要ではないか？民生委員や包括に協力を仰ぎ、サービスで埋める事のできない「すきま」をどう埋めて生活を支えていくかを話し合ったグループもありました。またCMには制約が多いので他機関に協力を仰ぎやすいかもしれない。昨今、身寄りのない、障がいを持っているというケースは増えているため、行政・医療・福祉・障がい支援等顔の見える関係を築いていく事は重要と考える。また、この様なケースは何処に相談すればいいのか、支援者も相談できる場、他専門職の違う視点からの意見を貰える場が必要ではないか？など、各グループ活発な意見交換が行われました。



キャロットサポートセンター 村上氏

総評：鎌倉保健福祉事務所
保険福祉課長 猿田氏



障がい福祉からの事例でしたが、皆、高齢者になるので、障がい・高齢者と分けては考えられない事だと思います。地域共生社会の取り組みが始まって行くので、専門職の専門性はあるけれど支援の体制作りも必要と感じました。こういう場で話し合いが出来て良かったと思います。

次回 医療福祉連携会議 2018年1月24日(水)

第二回にも参加してきました。高齢者だけでなく支援者は地域全体を支援していく重要性を学びました。ありがとうございました。小林

鎌倉市障害者支援協議会 権利擁護・相談支援部会より

我々、ケアマネジャーは高齢者の方の支援を行っておりますが、高齢者の方が置かれている環境は多様化しております。地域包括ケアシステム構築に向け、地域共生社会の実現！「我が事・丸ごと」の地域作り、包括的な支援体制の整備を・・・等言われております。そのような中障害をお持ちの、家族の支援も同時に考えていかなければなりません。その際、どこに、何を相談したらよいのか・・・と悩む事はございませんか？

先日、鎌倉ケアマネ連絡会の役員会へ、鎌倉基幹型相談支援センターの平田さんにお越しいただき鎌倉市障害者支援協議会権利擁護・相談支援部会で作成された「相談支援のための精神保健福祉ガイド☆かまくら」(下図写真参照)の説明にお越しいただきました。皆様の日頃の業務に役立つ情報が掲載されております。(精神保健福祉相談フロー市内医療機関の情報等々)



冊子ご希望の方は、下記までお問い合わせください。↓↓↓

鎌倉市基幹相談支援センター 電話：0467-39-6122

もしくは

鎌倉市障害者福祉課 電話：23-3000 内線2693

1 鎌倉市精神保健福祉相談フロー図

(説明)

- 次ページに掲載のフロー図は、精神保健福祉相談を受けた支援者が活用することを想定しています。
- 相談内容をもとに、“何を”、“どの手順で確認”し、“どの機関を紹介・もしくは連携すればよいのか”を判断する手がかりとなるものです。
- 相談内容は、緊急対応を含めた医療にかかわることから、普段の暮らしのことまで多岐に及びます。効果的な支援には、

- ①ご本人(もしくはご家族)の意向をしっかりと確認し尊重すること
- ②緊急か否かを判断すること
- ③困ったときは一人の支援者や一機関で抱え込まず複数機関で連携・協力すること

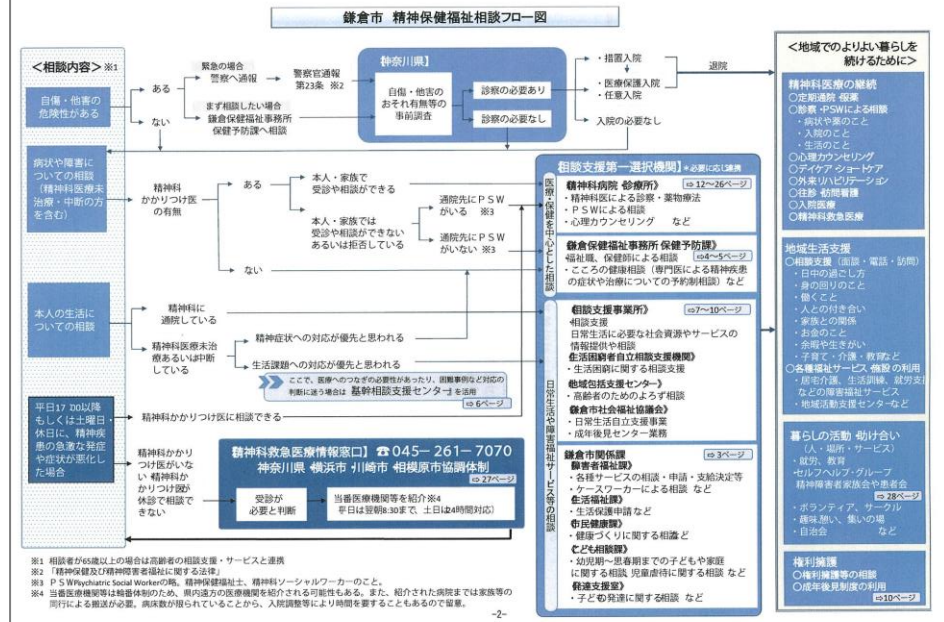
などが必要です。このフロー図にうまくあてはまらない、どうしてよいかわからない、困難事例などの場合は、

『鎌倉市基幹相談支援センター』(0467-39-6122/月～金-8:30～17:15)を活用することができます。

補足説明

- ページ…その機関のより詳細な情報が掲載されています。
- 〔相談支援第一選択機関〕…初回の相談先機関を提案しています。相談内容によっては、さらに他機関への相談を勧めたり、複数機関での連携のもと支援体制を構築する場合があります。
- このフロー図は、あくまでも基本的な考え方を示したものです。相談事例によってはフロー図の流れに沿わない対応が必要になることもあるでしょう。対象者のよりよい生活のために何が必要かを念頭に、連携している関係機関や基幹相談支援センター等と協議しながら相談を進めていきましょう。

-1-



※1 相談者が65歳以上の場合は高齢者の相談支援・サービスと連携
 ※2 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」
 ※3 P-5 Welfare and Social Welfare of the Elderly, Mental Health and Welfare of the Elderly
 ※4 当番医療機関等は輪番制のため、県内各所の医療機関を紹介される可能性もある。また、紹介された病院までは家族等の同行による搬送が必要。病床数が限られていることから、入院調整等により時間を要することもあるが留意。